

新潟市東区農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の提出について

新潟市公告第 163 号で公告の、新潟市東区農業振興地域整備計画の変更案について、新潟市の住民は、令和 6 年 5 月 4 日までに、下記により意見書を提出することができます。

記

1 意見書の提出先及び問い合わせ先

農林水産部 農林政策課 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地

TEL 025-228-1000 (内線 31768)

FAX 025-226-0021

E-mail nosei@city.niigata.lg.jp

江南区役所 産業振興課 新潟市江南区泉町 3 丁目 4 番 5 号

TEL 025-383-1000 (内線 4816)

FAX 025-381-7090

E-mail sangyo.k@city.niigata.lg.jp

2 意見書の提出にあたっての注意事項

(1) 提出方法

1 の窓口への持参又は郵便、電子メール、ファクシミリのいずれかの書面化できる方法によることとし、電話での意見は受け付けません。

(2) 意見書の表記

意見書は日本語の表記に限ります。

(3) 住所等の表記

個人が意見書を提出するときは、住所、氏名、職業を、法人が意見書を提出するときは、法人名、代表者名、事務所の所在地を記載してください。

(4) 意見書の公表

提出された意見書は、公表する場合があります。ただし、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害する恐れがあるなどのときは、公表の際に当該箇所を非公開にすることがあります。

(5) 意見書の取り扱い

提出された意見書に対する個別の回答は行いませんが、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 12 条第 1 項の規定により、提出された意見書の要旨及びその処理結果を公告します。

(6) その他

新潟市東区農業振興地域整備計画の変更案以外に対して意見書の提出はできません。